

## 令和5年度以降のGマーク申請変更点について

令和5年度以降のGマーク申請については、取扱いの一部が変更となります。変更の概要は以下のとおりですので、申請準備に際してご注意ください。

[令和5年度以降のGマーク申請における主な変更内容]

### 1. 評価項目関係

(1) 評価項目Ⅰ 安全性に対する法令の遵守状況  
(配点40点・基準点数32点)

ア) 「小項目」の配点を一部変更します。

小項目	配点変更
運転日報の作成・保存	3点 → 1点
特定運転者に対する特別指導	1点 → 2点
健康診断の実施及び記録・保存	1点 → 3点
※運輸安全マネジメント	3点 → 2点

※運輸安全マネジメントについては、下記イ) もご覧ください。

イ) 「運輸安全マネジメント」の評価を申請書類から巡回指導結果による評価へ変更します。

評価項目 I は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の結果を、下表の配点に基づき計算し、点数化しています。

配点の変更箇所をご確認ください。

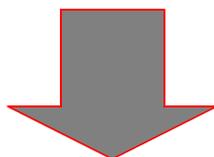
中項目	小項目（簡略表記）	配点	
		改正	現行
1. 事業計画等	(1) 休憩・睡眠施設の保守・管理	1	1
2. 帳票類の整備、報告等	(1) 事故の記録・保存	1	1
	(2) 運転者台帳の作成・保存	1	1
	(3) 車両台帳の整備	1	1
3. 運行管理等	(1) 運行管理規程の作成	1	1
	(2) 運行管理者講習の受講	1	1
	(3) 必要な運転者数の確保	1	1
	(4) 改善基準告示の遵守等	3	3
	(5) 過積載の防止	3	3
	(6) 点呼の実施及び記録・保存	3	3
	(7) 運転日報の作成・保存	1	3
	(8) 運行記録計の記録・保存・活用	1	1
	(9) 運行指示書の作成・指示・携行・保存	1	1
	(10) 乗務員に対する指導監督	3	3
	(11) 特定運転者に対する特別指導	2	1
	(12) 特定運転者に対する適性診断	2	2
4. 車両管理等	(1) 整備管理規程の作成	1	1
	(2) 整備管理者研修の受講	1	1
	(3) 日常点検の実施及び記録・保存	1	1
	(4) 定期点検整備の実施及び記録・保存	3	3
5. 労基法等	(1) 就業規則の制定・届出	1	1
	(2) 36協定の締結・届出	1	1
	(3) 労働時間、休日労働の違法性（運転時間を除く）	1	1
	(4) 健康診断の実施及び記録・保存	3	1
6. 運輸安全マネジメント	巡回指導結果による評価	2	—
	申請書類による評価	—	3
小計		40	40

(2) 評価項目Ⅲ 安全性に対する取組みの積極性  
(配点 21点→20点・基準点数 12点)

自認項目を4つのグループに分け、各グループごとに得意項目を選択できるように変更します。

**【現行】**(配点 21点)

①事故防止マニュアルの活用	⑦安全・省エネ運転の実施・指導
②事業所内の安全対策会議の実施	⑧運転記録証明書に基づく指導
③社外関係者との安全対策会議の実施	⑨ISO等の認証取得
④自社独自の運転者研修の実施	⑩行政・トラ協等の表彰
⑤外部研修への運転者派遣	⑪健康対策等の先進的取組
⑥対象者以外の適性診断の受診	



**【見直し後】**(配点 20点)

1. 運転者の指導教育	現行④ 現行⑤ 現行⑧ 現行⑦：自社内独自の省エネ運転認定制度を除く	4項目から最大3項目選択
2. 安全の会議・QC活動	現行②を分割：事業所内安全対策会議 現行②を分割：安全に関するQC活動 現行③	3項目から最大2項目選択
3. 法定基準以上の取組	現行⑥ 現行⑪を分割：特定の健康取組 現行⑪を分割：特定の安全装置 <b>新規</b> ：時間外労働時間短縮の取組	4項目から最大2項目選択
4. その他	現行⑪を分割：上記3. 現行⑪の「特定の健康取組」以外の健康取組 現行⑨を分割：安マネ除く 現行⑨を分割：安マネのみ 現行⑩ 現行⑪を分割：リアルタイムGPS運行管理システム 現行⑪を分割：社内独自表彰＋上記1. 現行⑦から除かれた「自社内独自の省エネ運転認定制度」	6項目から最大3項目選択

## Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」の判断基準及び注意事項

Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」については、取組のある項目を自認し、挙証資料により評価しておりますが、昨年度より、評価項目を従来の12項目から、17項目を4つのグループに分け、その中から得意な項目を選び自認書とともに挙証資料の提出をする方法に変更となりました。

下記に示す4グループ17項目については、**各グループから1項目以上の得点が必要となります**。また、各グループから選べる項目数が決まっておりますので、下記の表やP.37～53の判断基準をよく確認し、得意な項目を選択するようにしてください。

また、今年度より、全日本トラック協会のホームページ上に「書類作成の手引き」を掲載いたしますので、合わせてよくご確認の上、選択した項目の挙証資料を用意してください。

<b>グループ1 運転者等の指導・教育</b>		配点	
<b>((1)～(4)から最低1項目・最大3項目選択 各3点計9点)</b>			
項目	(1) 自社内独自の運転者研修等の実施 (50%未満は1点)		3(1)
	(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣 (選任運転者等以外は1点)		3(1)
	(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施		3
	(4) 安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施	3	
<b>グループ2 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施</b>		配点	
<b>((1)～(3)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点)</b>			
項目	(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施		2
	(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施		2
	(3) 荷主企業、協力会社等との安全対策会議の定期的な実施	2	
<b>グループ3 法定基準を上回る対策の実施</b>		配点	
<b>((1)～(4)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点)</b>			
項目	(1) 特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断 (一般診断) の実施		2
	(2) 効果の高い健康起因事故防止対策 (健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS) の実施		2
	(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着 (ドライブレコーダー、バックアイカメラは1点)		2(1)
	(4) ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況	2	
<b>グループ4 その他</b>		配点	
<b>((1)～(6)から最低1項目・最大3項目選択 各1点計3点)</b>			
項目	(1) 健康起因事故防止に向けた取組 (健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS以外) の実施		1
	(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得		1
	(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審		1
	(4) 過去3年間以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績		1
	(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入		1
	(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1	

## 2. 申請方式関係

申請方式のうち、「D」方式を廃止します。

## 3. 申請受付期間

7月1日～7月14日

## 4. 申請方法

申請書類の一部が電子申請となります。

### 4-2. 申請方法（6回目更新を迎える事業所様へ）

令和5年度より、6回目更新を迎える事業所におかれましては、20箇年もの長きにわたり、安全運行の実績を積み上げられた「長期認定取得事業所」となります。

つきましては、

- ① 6回目の更新を申請される事業所においては、評価項目Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性について、挙証書類の提出を原則不要とし、取組内容を自認いただくなど、申請を簡素化いたします。
- ② 6回目の更新を申請し、認定を受けた事業所においては、積み上げられた安全運行の実績に敬意を表し、通常の認定ステッカーではなく、ゴールドステッカー（以下にデザイン案を掲載）を使用いただけるようになります。  
※ゴールドステッカーに有効期限の表示はなく、長年ご使用いただけますが、認定の有効期間は4年間であり（【注】有効期間は変更しません。）、認定の継続を希望される場合は、4年後に更新を申請いただく必要があります。



ゴールドステッカー  
デザイン

< 6回目更新を迎える事業所への上記以外のご連絡事項 >

- これまでどおり、「更新のご案内」ハガキを郵送します。
- これまでどおり、評価項目Ⅱ「事故や違反の状況」については、更新を希望される事業所すべてを対象として、新たに評価を行います。
- これまでどおり、前回、B・C・D・E方式(特例申請)を選択した事業所は、申請方式Aにて申請いただきます。
- これまでどおり、前回、A方式を選択した事業所は、
  - ・ 特例申請BまたはC方式を選択できます。
  - ・ 前回の申請にて、評価項目Ⅰ「安全性に対する法令の遵守状況」の点数が40点満点であった場合、E方式を選択できます。
  - ・ 上述のとおり、D方式は廃止します。